

機関番号：13901

研究種目：基盤研究（A）

研究期間：2008～2010

課題番号：20240024

研究課題名（和文） 漢字文化圏法令データベースの構築を通じた比較法研究基盤の確立

研究課題名（英文） Establishing the foundations of comparative law by developing a database of legal information in Japan, Korea, Taiwan and China.

研究代表者

松浦 好治（MATSUURA YOSHIHARU）

名古屋大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：40104830

研究成果の概要（和文）：(1) Bilingual KWICを用いて中-英対訳の台湾法データベース(DB)の開発を中正大学と推進、暫定版を公開。韓-英対訳の韓国法DBは、韓国政府と共同で暫定版を構築。これにより、漢字文化圏の法概念を英訳を介し対比、異同を検討するための研究基盤を構築。(2) 戦後占領期の英文官報の電子化を進め、画像を公開。検索可能な対訳文字情報とする作業を進めた。日本法外国語訳DBシステム搭載の標準翻訳辞書の充実へ活用する。(3) 法令データは、立法過程の最終生産物であるため、法令起案から立法審議、公布、改正全体を情報技術的に処理し、法令DBへの統合を目指す研究を推進。(4) 比較法研究には、法令に加え、対象国に関する情報収集をする必要がある。立法の社会的背景、歴史的動きなど、重要と思われる情報群の洗い出しを行い、簡潔な注釈にまとめる作業を推進した。(5) 日本法の基本概念は外国法の翻訳に影響をうけているため、明治期の翻訳データを電子化し、訳語の変化を追跡する研究を行った。ボアソナード草案画像を公開し、旧民法から新民法への移行に関する議事録情報も電子化、条文に関連づける研究を行った。

研究成果の概要（英文）：(1) The project developed Bilingual KWIC. The project worked with Chung Cheng University of Taiwan to develop a Taiwan Law database (Chinese-English). The experimental database has been developed and made public. The project and the Ministry of Government Legislation of Korea pursued a joint project to develop a Bilingual KWIC of Korean Law (Korean-English). An experimental database was completed and is shared by the project and the ministry. The basis for comparative analysis of legal concepts in the region of Chinese characters is now ready for use. (2) The project digitalized the Official Gazette (English edition) and the result was published in PDF format. The work to convert the data into searchable data is on-going. The refined data will be used to improve the quality of the standard translation dictionary. (3) The project researched the possibility to support the process (drafting of bills, legislative changes to bills, publication and to amendments) by the information technology and, to integrate the statutory database into this e-legislation system. (4) The project clarified the list of headings to be compared (i. e. legislative history, social context, and so forth) and examined the method to generate compact and relevant annotations to laws. (5) The project began digitalization of Japanese translation of European laws during the late-19th century. The Boissonade Draft of the Japanese Civil Code was digitalized and made public. The minutes of legislative process to amend the Old Civil Code to produce the New Civil Code were digitalized and the work to link the data to each provision is on-going.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	17,500,000	5,250,000	22,750,000
2009年度	14,200,000	4,260,000	18,460,000
2010年度	7,200,000	2,160,000	9,360,000
総計	38,900,000	11,670,000	50,570,000

研究分野：総合領域

科研費の分科・細目：情報学・図書館情報学、人文社会情報学

キーワード：法律情報、漢字文化圏、比較法、データベース、法令注釈

1. 研究開始当初の背景

経済のグローバル化にともない、各国法の英訳とその公表がさかんに行われている。たとえば、韓国政府は、IT を活用した韓国法情報の提供に非常に熱心であり、同政府のシンクタンク「韓国法制研究院」は、アジア諸国の法情報の国際的共有を推進している。また中国では1980年代以降、法令英訳はまさに国家プロジェクトとして取り組まれてきた観がある。例えば、法令翻訳に専従するプロジェクトチームが常設され、英訳された法令は印刷メディア（毎年発行される『涉外法令』）およびウェブ上で公開されている（松浦好治、宇田川幸則「中国における法令英語訳整備の現状」ジュリスト、No. 1312、37頁以下参照）。

日本でも2004年7月に、司法制度改革推進本部に「法令外国語訳に関するワーキンググループ」が設けられ、本格的な検討が開始された。本研究の代表者は、名古屋大学大学院情報科学研究科の研究者とともにこの作業に当初よりかかわり、法令データの収集、処理、プログラム設計、翻訳作業の全般的管理などの領域でワーキンググループの作業に協力した。2006年から日本法令の英訳の公表が開始されている

(<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hourei/data1.html> 参照)。

法令英訳プロジェクトの中では、情報処理技術を活用して標準的な翻訳辞書を開発し、英訳法令の翻訳の品質管理を図ったが、その過程で、本研究の代表者は、ウェブ上の標準翻訳辞書が比較法研究の重要な起点あるいは基盤になるという認識をもった。日本法は、明治維新までは中国、朝鮮から多くを学び、明治以降は西欧法を幅広く受容し、第二次大戦後はアメリカ法の強い影響を受けてきた。他方、第二次大戦後は、韓国、中国、台湾は、漢字文化の諸国である関係上、日本法の法令、法概念、法理論を参照しその結果、これら漢字文化圏諸国の法には漢字の法概念や法的発想の点で類似性を見つかることができる。4カ国を結ぶ標準翻訳辞書は、相互の異同を知る便利な糸口となるだけでなく、漢字文化圏の法情報を共有するための基盤である。

研究代表者は、日本法令英訳プロジェクトや、名古屋大学法学部の発展途上国に対する法整備支援プロジェクトを通じて、法令の翻訳とは、単に日本語を英語に移すのではなく、法の歴史研究や理論研究に由来する多様な情報を翻訳情報に連結して初めて、社会的有用性をもつと考えるにいたった。

2. 研究の目的

この研究は、日韓、さらには中国台湾を結ぶ標準翻訳辞書をベースにして、多様な比較法上の研究成果と情報を積み上げようとする試みである。実際、日韓の間では、2007年10月には、共同研究の可能性について検討した。

(『日韓における国際的な法制協力の現状と課題』(韓国法制研究院・名古屋大学、2007年)を参照。)

標準翻訳辞書とそれに対する注釈は有望な対応策である。標準翻訳辞書は、伝統的な印刷体の法律辞書ではない。それは、ウェブ上の辞書であり、ある日本の法概念がどのような仏語あるいは独語に由来するものであり、元の西欧の法概念とどこが微妙に異なるのか、社会的機能はどうか、独仏法に由来する日本の法概念を英訳した場合、今度は、英米法の法概念とどこに違いが生じるのかといった注釈として提供するような常に進化する特徴をもっている。この辞書には、日韓の法律専門用語の英訳と注釈だけでなく、ある法概念を含む法文とその英訳を網羅的に参照できる機能を付与する。

3. 研究の方法

(1) 法令データとその英訳データを加工処理して、翻訳辞書の原型を作り出す作業と、さまざまな注釈を容易に追加できるようなデータ管理枠組みの設計は、本研究代表者の所属する名古屋大学の情報科学研究科の研究者が韓国法制研究院やEU本部の多言語法律辞書管理部門などの機関とタイアップして推進する。漢字文化圏の法令情報の収集は、情報科学の専門家が中国、韓国、台湾法の研究者と協力して行う。

(2) 日本法と西欧法の関係の研究
辞書に収録される主要な法概念の由来、とくに西欧とアメリカとの関係の研究と注釈の作成については、比較法の研究者と実定法の研究者の協力を得て推進する。日本法がどのようなドイツやフランスの法概念をベースにして漢字概念を作り出したかを確認する作業も上記の辞書作成プログラムを活用して行う。

(3) 漢字文化圏の法に関する国際協力による相互注釈作業

①漢字文化圏の法相互の比較検討(比較の

方法、枠組みの開発を含む)、最新情報の獲得、注釈の作成については、国内では、名古屋大学法学研究科、法政国際教育協力研究センター、北海道大学大学院法学研究科の研究者が協力して研究を進める。

②日本法、中国法、韓国法、台湾法との国際的な比較検討は、学術交流協定を結んでいる諸大学の研究者と分担協力して進める。多くの法令の中でさしあたり民事法に重点を置いて作業を開始し、共同研究者の意見交換の中で具体的な法領域を特定していく。

③法令以外の注釈情報、つまり法に直接間接にかかわる政治、社会、歴史、文化情報の注釈については、法学部関係者を通じて各国研究者からの情報収集、注釈作成につとめる。

4. 研究成果

(1) 漢字文化圏の法令データの蓄積および世界の法情報研究センターと協力関係の構築

当研究チームが開発した Bilingual KWIC を用いて中一英対訳の台湾法データベースの開発を中正大学と共同で推進し、暫定版が中正大学 TaiwanLII から公開された。韓一英対訳の韓国法データベースは、韓国政府法制処と共同で暫定版を構築した。このデータを基礎に、各国法の標準翻訳辞書の開発と比較法研究体制の構築準備を進めた。これによって、日、韓、台の3カ国の漢字文化圏の法概念を英訳を介して対比し、異同を検討するための基礎情報共有のプロトタイプを内外に示すことができた。中国についてのデータは、今後の課題である(人民大学法学院などと共同研究推進の打ち合わせを進行させている)。

また、漢字文化圏の標準翻訳辞書構築の参考とするため、欧州連合の翻訳総局の多言語翻訳支援・管理システムの調査研究を行って多くの知見をえた。同翻訳総局とは、今後も研究協力するという了解に達した。

これらのデータにどのような比較法研究上有益なデータを注釈として追加するかについては、意見交換を続行しているが、その具体化は、当初の計画より遅れ、今後の研究で推進する。

(2) 日本法の標準対訳辞書の強化に関連する研究(英文官報の調査分析)

戦後占領期に日本語官報と並行して刊行された英文官報は、日英対訳の法令情報を獲得する重要な資料である。戦後、占領軍駐留時代に刊行された英文官報について、法務図書館等の協力を得て、その電子化を進め、画像情報をすでに公開した。現在、英文官報を検索可能な対訳文字情報とする作業を進めている。この作業の結果、法務省所管の日本

法外国語訳データベースシステム搭載の標準翻訳辞書を充実させるデータの蓄積が可能となる。

(3) 法令データベースを用いた基礎研究

当研究が主要対象としている対訳の法令データは、立法過程の最終生産物である。そこで、立法過程自体を情報技術的に処理する可能性(法令起案支援システムを含む)について研究し、法令データベースの利用支援に用いる基礎研究を推進した。

また、比較法研究には、法令データに加えて各種の関連情報を組み合わせる必要がある。日本法の基本概念は、外国法の翻訳を通して用意された歴史的な経緯を踏まえて、明治期の翻訳データ(フランスナポレオン民法典の翻訳、旧民法典の基礎となったポアソナード草案など)を電子化して、訳語の変化を追跡するための基礎研究を行った。ポアソナード草案の画像データはすでに公開した。また、旧民法から新民法に移行する段階の審議に関連する議事録情報なども法令の条文の理解に有益であるので、これらの情報を電子化し、条文に関連づける基礎研究を行った。多くの国の新しい法令の概要を簡潔に紹介するサービスは、米国議会図書館の GLIN など提供されている。その簡潔な紹介文のスタイルは、日本法の立法や改正を紹介するために参考となるので、その調査、分析を進めた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計12件)

①角田篤泰 ソフトウェア工学との類似性に着目した立法支援方法(四・完) 名古屋大学法政論集査読無 238巻 2011年 p209-253

②萩原正人, 小川泰弘, 外山勝彦 グラフカーネルを用いた非分かち書き文からの漸次的語彙知識獲得 人工知能学会論文誌 査読有 26巻 2011年 p.440-450

③角田篤泰 ソフトウェア工学との類似性に着目した立法支援方法(三) 名古屋大学法政論集 査読無 237巻 2010年 p191-252

④角田篤泰 ソフトウェア工学との類似性に着目した立法支援方法(二) 名古屋大学法政論集 査読無 236巻 2010年 p289-343

⑤角田篤泰 ソフトウェア工学との類似性に着目した立法支援方法(一) 名古屋大学法政論集 査読無 235巻 2010年 p41-99

⑥Y. Ogawa, K. Imai, K. Toyama Evaluation Metrics for Consistent Translation of Japanese Legal Sentences Lecture Notes in Computer Science 査読有 6036巻 2010年 p 235-248

⑦Y. Ogawa, M. Yamada, R. Kato, K. Toyama Design and Compilation of Syntactically Tagged Corpus of Japanese Statutory Sentences Proc. 4th Int. Workshop on Juris-informatics 査読有 2010年 p 85-96

⑧外山勝彦 法務省・日本法令外国語訳データベースシステムと Legal-XML 情報ネットワーク・ローレビュー 査読無 9巻 2010年 p123-164

⑨松浦好治 日本法令・判例の翻訳と日本法の透明化(特集 日本法の基層一分野横断的考察と分析) ジュリスト 査読無 1394巻 2010年 p24-28

⑩松浦好治 法令外国語訳プロジェクトの意義—日本法・法制度の国際通用性 ジュリスト 査読無 1377巻 2009年 p2-7

⑪松浦好治 新世紀の比較法—法令情報の国際的共有のための辞書開発と比較法基盤の構築 早稲田大学比較法研究所講演記録集 査読無 11巻 2008年 p59-66

⑫外山勝彦 小川泰弘 自然言語処理の応用に基づく法令外国語訳支援 (<特集>法情報学最前線)、人工知能学会誌 査読有 23(4) p521-528 2008年

[学会発表] (計 11 件)

①金仁哲, 小川泰弘, 外山勝彦 「ブートストラップ法に基づく日英対訳コーパスからの対訳用語自動抽出」言語処理学会第17回年次大会 2011. 3. 10 豊橋技術科学大学(愛知県)

②Y. Matsuura “Development of a Multilingual Statutory Information Data-base System for the Countries of Chinese Characters” Japan-China Cooperation in Legal Education and Informatics 2010. 12. 17 浙江大学法学院(中国・浙江省)

③松浦好治 「Law as Social Engineering」北陸先端科学技術大学院大学創立 20 周年記念シンポジウム 2010. 10. 27 学術総合センター (東京都)

④Y. Matsuura “Current Status of Three Bilingual KWICs and Further Development” Consultation Meeting on Promoting Bilingual KWIC of Korean Law 2010. 10. 18 韓国法制処 (韓国・ソウル市)

⑤金仁哲, 森雅紀, 小林隆誠, 小川泰弘, 外山勝彦 「Nグラム頻度情報の階層的表示」平成22年度電気関係学会東海支部連合大会 2010. 8. 30 中部大学 (愛知県)

⑥関根康弘, 齋藤大地, 小川泰弘, 外山勝彦, 松浦好治 「法令翻訳における翻訳メモリの有効性」平成22年度電気関係学会東海支部連合大会 2010. 8. 30 中部大学 (愛知県)

⑦K. Toyama “Application of Information Technology to Bilingual Law Database Systems” Consultation Meeting on Promoting Comparative Legal Studies with a Bilingual Taiwan Law Database 2010. 6. 4 国立中正大学 (台湾・嘉義県)

⑧Y. Matsuura “Methods and Information for Meaningful Comparative Legal Studies” Consultation Meeting on Promoting Comparative Legal Studies with a Bilingual Taiwan Law Database 2010. 6. 3 国立中正大学 (台湾・嘉義県)

⑨Y. Matsuura “A Strategy for Global Sharing of Legal Information: More Structured Approach” Building Capacity for Free Access to Law in Asia, First AsianLII Conference 2009. 2. 25 Sydney Australia

⑩松浦好治 “Law as Engineering Korea-Japan Corroboration A Proposal A Strategy for Global Sharing of Legal Information: More Structured Approach” 韓国法制研究院、法制処共同研究会 2008. 6. 18 韓国ソウル

⑪Y. Matsuura “Law as Engineering” JURISIN2008 2008. 6. 10 Asahikawa, JAPAN

[図書] (計 1 件)

①松浦好治 (戒能通厚・石田真・上村達男編) 日本評論社「新世紀における比較法: 注釈付多言語法令情報の国際的共有に向けて」『法創造の比較法学—先端的課題への挑戦—』2010年 p 13-27 (総

552 頁)

[その他]

ホームページ等

<http://jalii.law.nagoya-u.ac.jp/>

<http://kwic.law.nagoya-u.ac.jp/>

<http://kwic.law.nagoya-u.ac.jp/taiwan/>

<http://kwic.law.nagoya-u.ac.jp/korea/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

松浦 好治 (MATSUURA YOSHIHARU)

名古屋大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：40104830

(3) 連携研究者

宇田川 幸則 (UDAGAWA YUKINORI)

名古屋大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：80298835

外山 勝彦 (TOYAMA KATSUHIKO)

名古屋大学・大学院情報科学研究科・准教授

研究者番号：70217561

姜 東局 (KANG DONGKOOK)

名古屋大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：80402387

小川 泰弘 (OGAWA YASUHIRO)

名古屋大学・大学院情報科学研究科・助教

研究者番号：70332707

Bennett Frank G.

名古屋大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：80303577

鈴木 賢 (SUZUKI KEN)

北海道大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：80226505

樋口 範雄 (HIGUCHI NORIO)

東京大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：30009857

岡 克彦 (OKA KATSUHIKO)

長崎県立大学・経済学部・教授

研究者番号：90281774

角田 篤泰 (KAKUTA TOKUYASU)

名古屋大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：80292001